埼玉学園大学・川口短期大学　機関リポジトリ

On the Ryakumyous of the years Jouji 3 (A.D.1364) and Ouan 4 (A.D.1371)

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-02-14
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 赤坂, 恒明
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/487

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

貞治三年と応安四年の『暦名』について

―南朝方の公家・武家に関する記載を中心に―

赤坂恒明

はじめに

室町期から江戸末期に至る『補略』と総称される公家の名簿は、公卿のみならず殿上人の名も記載されており、作成された時点における公家の成員を知ることができる同時代史料として、史料的価値が非常に高い。しかし、今日に至るまで、歴史研究において、必ずしも十分には活用されていない。私は、戦国・織豊期における三点の『補略』――永禄六年（一五六三）の『補略』（廣橋家旧蔵）、元亀二年（一五七一）の『堂上次第』（徳大寺家旧蔵）、天正四年（一五七六）の『堂上次第』（陽明文庫所蔵）――について、それぞれ翻刻と記載内容の検討を行い、戦国期在国公家領主の諸家、即ち、土佐一条家一門と土佐一条家に祇候した堂上公家の諸家、飛騨姉小路家一門、伊勢北畠家一門、奥州波岡（浪岡）家に関する新出情報を提示し、さらに、徳川家康が織田信長に先立ち堂上公家の家格を得て殿上人の身位を有していたという事実を明らかにした。[*1] これらの『補略』は、いずれも、略式の公家名簿である。略式公家名簿たる『補略』は、史料上、『補歴』または『補暦』とも書かれる。しかし、本来、『補歴』とは『補任・歴名』の略で、『補任』と『歴名』とで一具となり、『補任』とは、「官職ごとに毎年あるいは天皇の歴代ごとに、補任された者を記入した」書であり、『歴名』とは、「位階ごとに叙されたものの氏名を、叙位のつど書き加えた」書である。[*2] 有名な『歴名土代』は、『歴名』の原簿とも言える史料であり、湯川敏治氏によって詳細に研究されているが、[*3] 一方、『歴名』そのものについては、まだ十分には研究が行われていないように思われる。私は、現在存在が知られている『歴名』のうち、「諸王」の項目が立てられているもの、即ち、①『古暦裏書歴名』（内題は『歴名 親王 公卿 □□』（□□は破損）。東京大学史料編纂所所蔵。資料番号 貴54／29）、②『親王公卿諸王諸臣歴名』（内題は『歴名 親王 公卿』。東京大学史料編纂所所蔵。資料番号 4143／11）、③宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵 函号513 101 外記局本『叙位除目記』のうちの一点で、『歴名』という内題を持つ綴葉装の冊子本（同一形態の『補任』二冊もあり、これら三冊で『補歴』一具を構成すると考えられる）の三点における、諸王に関する記載を検討した。[*4] 史料上、『歴名』は『暦名』とも書かれる

が、宮内庁書陵部図書寮文庫に所蔵される九条家伝来史料（九条本）[*5]の中に、現在『五位已上歴名帳』の表題で整理・登録されている南北朝期の二点の『暦名』（江戸期表紙の外題による）がある。これらは、『補歴』の一部を構成する『歴名』とは形態的に異なるものであるが、今日、存在が知られている『歴名』または『暦名』のうち最古のものであり、後述のように、それぞれ北朝のもとで貞治三年（一三六四）と応安四年（一三七一）の春除目のために作成されたと推定されている。特に貞治三年の『暦名』には、北朝のもとで作成されたにもかかわらず、南朝方の廷臣の一部や、当時、南朝側に立っていた有力武士の名前も挙げられており、大いに注目に値する。

そこで、本稿では、これら二点の九条本『暦名』を紹介し、特に、貞治三年の『暦名』における南朝方の公家・武家に関する記載を中心に分析・検討を試みたい。

一　九条本『暦名』二点の概略

二点の宮内庁書陵部所蔵九条本『暦名』の整理番号は「九326」と「九327」であり、いずれも「五位已上歴名帳」の史料名で登録されている。書陵部に備え付けられているカードには、それぞれ「ゴイイジョウ レキメイチョウ　五位已上歴名帳」と史料名がペン書きされているが、いずれも「歴」字には「暦」から修正された痕跡が残されている。また、それぞれ「南北朝期写　江戸期表紙外題「暦名」」と注記され、九326には「貞治3年暦名帳か.」と、九327には「第1紙端裏書「歴名 正二位已下至従五位上」　応安4年暦名帳か.」とある。この年代比定は正鵠を射たものである。いずれも巻子本で紙四枚を継いでおり、内題はない。内容構成は共通しており、正二位から従五位上までの各位階の人名（氏と諱）が列載されている。但し、書式には相違があり、一行に書かれた人名が、貞治三年『暦名』（九326）では六人、応安四年『暦名』（九327）では五人である。また、前者には、縦二行ごと、横六段を仕切る罫線が引かれており、整然としている（位階を標記した箇所では、縦二行分が使われている）。一方、後者には罫線がなく、人名にも挿入があり、やや草稿然とした印象を受ける。

貞治三年『暦名』（九326）は、平成二十年（二〇〇八）十月、宮内庁書陵部における秋季展観（一般には非公開）において展示され、その際に配布された展観図録『平成二十年十月二十日～二十五日　除目』（宮内庁書陵部）に一部分の写真と解説がある。そこに掲げられた写真には、南朝方の廷臣や「源直冬」即ち足利直冬、また、直義党の有力武将たちの名が記されており、大いに注目される。そして、その解説文は、次のとおりである。

30　五位已上歴名帳

除目儀に用意される文書の一つ。正二位から従五位下(ママ)までの各位階ごとの人名を書き上げた歴名帳で、執筆が任人の位階を確認するのに使用した。事実上の最高位階である従一位が記載されていないのは、該当者が少なく周知のことであるため必要とされなかったのであろう。本書は、記載されている人名から見て貞治3年（一三六四）年の歴名帳であり、紙質・筆跡などもその頃のものと判断される。貞治3年の春除目は九条忠基（一三四五～九七）が初度の執筆を勤めた除目であるが、本書が除目当日に用いられた歴

名帳そのものであるか否かは不明である。

本史料に記載された人名の位階は、貞治三年正月五日の正月叙位（『後愚昧記』叙位聞書）が反映されている一方で、同年三月六日の臨時叙位（『公卿補任』、『師守記』）が反映されておらず、作成年月日が貞治三年正月五日以降、同年三月六日以前であることが知られる。貞治三年の春除目は、延期されていたが、三月一日に至り、同月十五日に行われることが決定し、執筆（しゅひつ）――除目儀における進行役――を命じられた九条忠基の習礼のため、大外記中原師茂は「県召除目筥文々書」等の関係文書を注進するよう九条経教から命じられており、[*6]その過程において、この『暦名』が作成された可能性が高いと考えられる。

同様に、「九327」には、応安四年（一三七一）正月五日の正月叙位（『公卿補任』）が反映されており、一方、三月十五日に薨去した従二位藤原定宗（『公卿補任』）の記載があるので、これは応安四年の春除目のために作成されたと考えられる。

宮内庁書陵部において登録されている史料名「五位已上歴名帳」とは、両『暦名』が、『魚魯愚抄』等の儀礼書において述べられている、除目儀礼で用いられた「七巻文書」のうちの一冊「五位已上歴名帳」に比定されたことによる命名であろう。「七巻文書」とは、除目儀において、執筆の座の前に置かれた、太政官（外記局）によって用意された四個の筥のうちの「第一筥」に入れられた七巻の文書のことで、具体的には、「京官諸司主典已上補任帳」二巻、「武官補任帳」一巻、「諸国主典已上補任帳」二巻、「令外諸司主典已上補任帳」一巻、「内外文武官五位已上歴名帳」一巻から成る。[*7]『魚魯愚抄』によると、「諸補任帳類には各官職の在任者名と任命時期が記入されており、五位已上歴名帳には五位以上の全官人の歴名と叙位歴が書き込まれて」おり、「七巻文書」は、「除目において、任命可能な全人名及び現在の諸官職の在任者を網羅した基礎的帳簿」であったが、彼らの名前を「外記に尋ねるという便法が一般化したため」、「平安後期以降、除目の場ではほとんど使用されなくなって」いた。[*8]

かくて、「七巻文書」は、柳原本『寛永五年除目記』（宮内庁書陵部所蔵。史料番号「柳632」）第四巻によると、名ばかり伝えられているものの、「此文書亦終不顕見。仍注之」といい、「七巻文書」の実体は、既に知られていなかったが如くである。しかし、この柳原本『寛永五年除目記』には「一莒」図が掲げられ、「第一筥」に納められている七巻文書の状態が具体的に図示されており、そこには、「内外文武官五位已上歴名帳」と記されている。また、本史料には、「七巻文書」の調進元と冒頭部分が次のように書かれている。

式部省

合内外武官[*9]五位已上暦名帳

従一位

ここから、「五位已上歴名帳」には、元来、従一位も記載されていたことが窺われる。

よって、除目儀において用いられた「五位已上歴名帳」には、文武官に補任される資格がある、従五位下から従一位までの人々の名が載せられ、そこには各人の叙位歴が記されていた、と考えられる。しかし、九条家伝来の両『暦名』に記載されているのは、従五位上から正二位までであり、そこには叙位歴も記されていな

い。従って、それらを、除目儀において使用された「七巻文書」中の「五位已上歴名帳」そのものと見做すことには問題があるように思われる。上記の展観図録にも、「本書が除目当日に用いられた歴名帳そのものであるか否かは不明である」と述べられているのは、そのためであろう。ともかく、両『暦名』と、「七巻文書」中の「五位已上歴名帳」との関係については不明点が多く、後考に俟ちたい。

九326　貞治三年『暦名』（五位已上歴名帳）翻刻

正二位
001 藤原實守　002 藤原長光　003 藤原實國　004 □□□繼　005 藤原良冬　006 藤原實俊
007 藤原言朝　008 藤原忠嗣　009 藤□□□（藤原實材か）　010 □□家信（藤原家信）　011 藤原資兼　012 藤原隆持
013 藤原忠季　014 源 重□（重資）　015 □□□□（源 親光か）　016 □原公直　017 藤原兼定　018 藤原長顯

従二位
019 藤原忠基　020 源 善成　021 藤原公量　022 源 資継　023 源 彦良　024 藤原實音　025 資英王　026 藤原房經

正三位
027 藤原仲房　028 藤原實時　029 源 義詮　030 藤原行忠　031 藤原基隆　032 藤原實名
033 藤原公豊　034 源 具通　035 藤原實岡　036 菅原國長　037 藤原基冬　038 藤原雅朝　039 藤原親長　040 藤原爲明　041 藤原定宗　042 藤原宗重
043 藤原爲忠　044 藤原宗雅　045 藤原兼親　046 藤原師世　047 藤原實右　048 藤原俊冬

従三位
049 藤原長藤　050 藤原教光　051 藤原宗實　052 藤□□□（藤原實直）　053 藤原隆家　054 菅原爲成
055 菅原康長　056 藤原兼綱　057 藤原時光　058 藤原定親　059 藤原宗有　060 藤原家賢　061 藤原經家　062 藤原經隆　063 藤原公冬
064 源 敦有　065 藤原經量　066 藤原宗秀　067 藤原□□秀（藤原爲秀）　068 藤原實遠　069 藤原實文

正四位上
070 藤原實澄　071 藤原教言　072 藤原實興　073 藤原隆卿　074 平 親顯　075 藤原保光
076 藤原隆右　077 平 行時　078 藤原爲名　079 藤原公永　080 藤原冬實　081 源 定具
082 藤原實綱　083 菅原在冨　084 菅原長嗣　085 藤原行光　086 菅原高嗣　087 菅原長綱

九327『暦名』（五位已上歴名帳）翻刻

（端裏外題）歴名　正二位已下至従五位上

正二位
001 藤原實守　002 藤原實俊　003 藤原實材　004 源 重資
005 藤原資兼
006 藤原隆持　007 藤原公直　008 藤原兼定　009 藤原長顯
010 藤原忠一
011 源 善成　012 源 親光　013 藤原實音　014 藤原仲房
015 藤原實時
016 藤原基隆　017 藤原行忠　018 藤原公豊　019 源 具通
020 藤原實尚

従二位
021 藤原基冬　022 藤原宗實　023 源 資継　024 源 彦良　025 藤原實名　026 藤原定宗　027 藤原雅朝

正三位
028 藤原宗雅　029 藤原教光　030 藤原爲忠　031 藤原兼親　032 藤原實直
033 藤原師嗣　034 藤原兼嗣　035 藤原經嗣　036 藤原兼綱　037 菅原在冨　038 藤原公定　039 藤原長藤　040 藤原實澄　041 源 敦有　042 藤原爲秀
043 藤原實遠　044 藤原教言　045 藤原隆郷　046 平 親顯　047 藤原保光
048 藤原隆右　049 藤原公永　050 藤原公兼　051 藤原實冬　052 源 成賢

従三位
053 藤原基賢　054 藤原公廣　055 藤原冬宗　056 菅原長嗣　057 藤原行光
058 菅原高嗣　059 菅原長綱　060 藤原忠光　061 藤原定親　062 藤原經家　063 藤原經隆　064 藤原公冬
065 藤原經量　066 藤原實文　067 藤原爲名　068 藤原冬實　069 源 定具
070 藤原家秀　071 藤原爲遠　072 平 信兼　073 藤原隆仲　074 源 通氏
075 藤原公彦　076 平 行知　077 源 雅方　078 源 長具　079 源 顯邦
080 藤原教嗣

正四位上
081 藤原爲重　082 大中臣親世

（裏紙の）

二　貞治三年と応安四年『暦名』の翻刻と、人名の排列

（四）

本章では、まず、九条本の両『暦名（五位已上歴名帳）』、即ち貞治三年『暦名』（九326）と応安四年『暦名』（九327）の全文を翻刻する（整理のため算用数字を補う）。

088 藤原忠光
正四位上
089 大中臣親世
090 賀茂定秀
正四位下
091 安倍親宣
092 卜部兼豊
093 藤原資定
094 藤原冬長
095 源　雅冬
096 平　定有
097 藤原宗長
098 藤原信賢
099 源　俊方
100 藤原公世
101 源　家房
102 紀　俊文
103 藤原家秀
104 藤原信忠
105 藤原宗房
106 藤原親行
107 藤原實熙
108 藤原永宗
109 源　成賢
110 藤原基秀
111 平　惟清
112 藤原基賢
113 藤原公廣
114 藤原家尹
115 藤原行輔
116 藤原定行
117 源　顯邦
118 藤原公彦
119 藤原頼爲
120 源　長重
121 源　雅方
122 源　長具
123 平　茂繁
124 源　仲光
125 藤原親尹
126 藤原光綱
127 藤原長宗
128 藤原爲遠
129 平　信兼
130 藤原公兼
131 藤原實冬
132 藤原兼俊
133 丹波知長
134 和氣益成
135 丹波篤直
136 和氣重房
137 丹波長世
138 丹波頼景
139 小槻匡遠
140 中原師茂
141 大中臣永國
142 大中臣隆基
143 卜部爲香
144 卜部兼前
145 大中臣忠直
146 卜部兼繁
147 大中臣實直
従四位上
148 業定　王
149 藤原實員
150 源　具任
151 藤原公音
152 藤原實持
153 藤原隆通
154 藤原經家
155 源　定忠
156 藤原實種
157 藤原宗國
158 藤原邦長
159 源　定高
160 藤原成清
161 藤原忠頼
162 藤原範資
163 源　英長
164 藤原業清
165 藤原忠隆
166 橘　知繁
167 藤原基清
168 藤原隆仲
169 藤原嗣長
170 藤原公全
171 藤原孝守
172 藤原公隆
173 藤原公時
174 藤原爲重
175 源　資方
176 藤原基光
177 藤原公勝
178 藤原季興
179 藤原季村
180 藤原雅家
181 藤原定茂
182 藤原資顯
183 藤原親春
184 藤原冬宗
185 源　資熙
186 藤原雅兼
187 菅原周長
188 菅原長衡
189 菅原時親
190 藤原業家
191 菅原在胤
192 安倍有隆
193 安倍泰宣
194 安倍有世
195 大中臣隆賢
196 大中臣師俊
197 大中臣親世
198 大中臣清世
199 藤原實名
200 藤原實清
201 藤原師兼
202 藤原輔定
203 藤原實稱
204 藤原宗教
205 高階泰尚
206 三善定持
207 源　定宗
208 藤原忠成
209 藤原家綱
210 源　顯方
211 藤原光熙
212 三善俊春
213 藤原房通
214 藤原宗成
215 三善俊經
216 藤原信俊
217 藤原藤輔
218 源　春長
219 藤原冬輔
220 藤原重藤
221 藤原實村
222 藤原忠清
223 源　基氏
224 藤原宗仲
225 藤原教繁
226 藤原光家
227 源　仲蔭
228 藤原忠有
229 高階資治
230 平　棟有
231 大江匡光
232 藤原宗泰
233 藤原嗣定
234 藤原公兼
235 三善廣衡
236 藤原親忠
237 高階經景
238 源　仲定
239 源　具言
240 高階長經
241 平　行知
242 藤原隆冬
243 藤原隆廣
244 藤原雅秋
245 藤原顯保
246 藤原保冬
247 藤原公頼
248 藤原基定
249 大江熙房
250 藤原氏種
251 菅原爲綱
252 菅原公熙
253 菅原豊長
254 菅原秀長
255 和氣定綱
256 和氣繁成
257 安倍貞親
258 賀茂清宣
259 賀茂定春
260 安倍宗時
261 賀茂定守
262 大中臣永經
263 大中臣康雄
264 鴨　祐内
265 紀　宗基
正五位上
266 藤原嗣房
267 藤原宣方
268 中原師治
269 小槻興緒
270 中原師連
271 小槻量實

083 藤原公時
084 藤原嗣房
085 藤原長宗
086 賀茂定秀
087 安倍親宣
088 中原師茂
正四位下
089 業定　王
090 藤原親行
091 藤原永宗
092 藤原基秀
093 藤原家尹
094 藤原忠頼
095 藤原行輔
096 藤原資熙
097 藤原忠隆
098 藤原公全
099 藤原基清
100 藤原教繁
101 藤原公爲
102 源　資方
103 藤原宗泰
104 藤原公勝
105 藤原基光
106 藤原季興
107 藤原季村
108 藤原定茂
109 源　資熙
110 藤原仲蔭
111 源　仲蔭
112 平　棟有
113 橘　知繁
114 藤原家綱
115 藤原隆廣
116 藤原顯保
117 源　仲定
118 藤原光家
119 藤原兼俊
120 藤原通定
121 藤原基廣
122 藤原兼俊
123 菅原周長
124 菅原長衡
125 菅原時親
126 菅原在胤
127 丹波篤直
128 丹波長世
129 丹波頼景
130 丹波直房
131 安倍泰宣
132 安倍有世
133 大中臣忠直
134 卜部兼繁
135 大中臣實直
従四位上
136 源　定高
137 藤原成清
138 藤原業清
139 藤原嗣長
140 藤原雅家
141 藤原親春
142 源　信明
143 藤原保冬
144 大江匡光
145 藤原公兼
146 藤原嗣定
147 藤原雅秋
148 高階資尚
149 藤原公敦
150 藤原嗣尹
151 藤原忠頼
152 藤原業家
153 藤原家行
154 藤原氏種
155 菅原爲綱
156 菅原公熙
157 菅原豊長
158 菅原秀長
159 和氣繁成
160 和氣寛成
161 丹波康直
162 賀茂清宣
163 賀茂清周
164 賀茂定春
165 賀茂定守
166 賀茂在音
167 大中臣師俊
168 大中臣清世
169 卜部兼遠
170 源　顯方
171 三善俊春
172 藤原房通
173 三善俊經
174 藤原信俊
175 藤原藤輔
176 藤原冬輔
177 藤原宗仲
178 三善廣衡
179 藤原親忠
180 源　具言
181 藤原隆冬
182 源　經有
183 藤原伊能
184 藤原爲邦
185 藤原爲有
186 高階時茂
187 源　仲名
188 藤原永季
189 藤原嗣頼
190 藤原宗興
191 藤原光教
192 藤原忠兼
193 藤原兼時
194 藤原教長
195 源　頼之
196 平　時清
197 平　繁春
198 橘　知定
199 源　有孝
200 源　彦忠
201 藤原基明
202 藤原定量
203 藤原氏嗣
204 源　惟教
205 藤原永説
206 源　嗣長
207 源　具顯
208 藤原兼氏
209 菅原在敏
210 菅原在貫
211 丹波兼康
212 和氣仲氏
213 丹波季直
214 和氣邦成
215 安倍宗時
216 賀茂定直
217 賀茂清秀
218 安倍親盛
219 安倍範宣
220 安倍守經
221 賀茂在弘
222 卜部兼熙
223 鴨　祐内
224 藤原行光
225 鴨　祐村
226 藤原宣方
227 藤原宗顯
228 藤原俊任
229 藤原資康
230 藤原仲光
231 中原師連
232 中原師香
233 清原宗季
234 中原章世
235 坂上明宗
236 中原章頼
正五位下

272 中原師守
273 中原師香
274 清原宗季
275 中原章世

正五位下

276 藤原輔能
277 藤原邦清
278 源　頼貞
279 藤原範重
280 藤原親兼
281 藤原業房
282 藤原隆清
283 藤原雅賢
284 藤原顯宣
285 藤原資久
286 源　経世
287 藤原親賢
288 源　守親
289 藤原久宗
290 藤原盛説
291 藤原俊明
292 橘　邦豊
293 源　顯尚
294 平　惟顯
295 源　直冬
296 源　仲康
297 藤原基繁
298 高階時茂
299 藤原基敦
300 源　行定
301 源　則家
302 藤原守房
303 藤原宗朝
304 藤原光連
305 藤原経重
306 藤原季隆
307 藤原景治
308 藤原冬頼
309 高階仲経
310 源　[illegible]重
311 源　業治
312 藤原重房
313 藤原經音
314 源　信家
315 高階重成
316 藤原雅冬
317 三善季俊
318 三善頼衡
319 三善俊任
320 藤原宣宗
321 橘　以種
322 藤原敦直
323 藤原信廣
324 藤原輔氏
325 平　時清
326 高階重政
327 源　仲名
328 藤原長賢
329 源　俊澄
330 藤原遠茂
331 藤原忠兼
332 藤原康忠
333 藤原経清
334 藤原仲光
335 藤原懐春
336 三善成統
337 三善爲敦
338 藤原定量
339 藤原良藤
340 藤原光教
341 藤原説房
342 藤原宗音
343 源　盛顯
344 平　惟兼
345 高階資尚
346 源　量長
347 藤原成教
348 藤原頼方
349 藤原宗顯
350 藤原俊任
351 藤原宗茂
352 藤原家明
353 大江匡綱
354 藤原光盛
355 藤原光豊
356 藤原光貞
357 藤原永季
358 源　通氏
359 源　仲興
360 惟宗行冬
361 藤原範蔭
362 藤原嗣尹
363 藤原守教
364 藤原良方
365 源　職兼
366 平　繁顯
367 藤原基信
368 藤原頼顯
369 藤原經有
370 源　經有
371 藤原貞春
372 三善言衡
373 菅原長益
374 菅原在敏
375 藤原資俊
376 藤原資康
377 藤原仲光
378 菅原在貫
379 菅原冨長
380 丹波康尚
381 丹波嗣長
382 丹波兼康
383 和氣爲成
384 和氣仲氏
385 丹波康直
386 丹波有幸
387 丹波季直
388 安倍有泰
389 賀茂定仲
390 賀茂在茂
391 安倍直明
392 賀茂清秀
393 安倍晴峯
394 安倍家清
395 賀茂定直
396 小槻冨村
397 清原教氏
398 小槻頼音
399 中原師秀
400 清原良賢
401 小槻兼治
402 中原師有
403 大中臣爲于
404 卜部仲量
405 大中臣爲忠
406 大中臣親兼
407 卜部兼熙
408 卜部兼雄
409 卜部兼遠
410 藤原以忠
411 田使頼職
412 藤原信音
413 坂上明宗
414 源　光澄
415 源　俊澄
416 多　久俊
417 中原章頼
418 紀　宗顯

従五位上

419 藤原宗光
420 源　信貞
421 藤原仲藤
422 源　兼治
423 源　能藤
424 三善康俊
425 藤原清孝
426 源　則重
427 藤原光種
428 源　行康
429 源　仲教
430 三善周衡
431 三善房衡
432 三善雅俊
433 源　直顯
434 源　則親
435 紀　親文
436 藤原維範
437 藤原永資
438 藤原具藤
439 藤原遠清
440 藤原資守
441 藤原朝雅
442 藤原光棟
443 藤原盛雅
444 高階成重
445 藤原行茂
446 源　盛實
447 源　有顯
448 藤原忠藤
449 藤原光元
450 藤原顯定
451 藤原光茂
452 橘　以藤
453 平　棟實
454 源　泰直
455 高階高邦
456 藤原宗秀
457 源　雅治
458 藤原業光
459 源　仲雅
460 藤原師季
461 藤原孝秋
462 藤原公枝
463 藤原基友
464 藤原公音
465 三善嗣衡
466 藤原懐衡
467 橘　知孝
468 藤原實廣
469 藤原資雅
470 藤原高頼
471 藤原隆昌
472 藤原秀成
473 源　頼房
474 源　直常
475 藤原信定
476 源　滿貞
477 源　義長
478 源　宣義
479 藤原宗相
480 源　範氏
481 藤原公之
482 藤原資雅
483 藤原兼氏
484 藤原資熙
485 藤原家治
486 藤原爲邦
487 源　仲氏
488 橘　以清
489 藤原光邦
490 藤原長秀

（紙面の都合）

237 業兼　王
238 高階重政
239 高階成重
240 藤原長賢
241 藤原遠茂
242 藤原康忠
243 藤原經清
244 藤原仲基
245 藤原懐春
246 三善成統
247 三善爲敦
248 藤原説房
249 藤原宗音
250 源　盛顯
251 平　惟兼
252 藤原成教
253 藤原宗茂
254 藤原家明
255 大江匡綱
256 藤原光盛
257 藤原光豊
258 三善益衡
259 源　仲興
260 惟宗行冬
261 藤原範蔭
262 藤原守教
263 源　職兼
264 平　繁顯
265 藤原頼顯
266 三善言衡
267 藤原資守
268 藤原季兼
269 藤原經重
270 源　仲持
271 源　長継
272 平　氏重
273 藤原業範
274 源　長兼
275 三善基統
276 藤原通定
277 藤原重季
278 源　朝仲
279 藤原懐宗
280 源　業俊
281 藤原家賢
282 藤原長親
283 藤原實廉
284 源　信俊
285 高階經弘
286 藤原具隆
287 平　時盛
288 藤原長秀
289 藤原範定
290 高階基廣
291 平　親良
292 藤原泰輔
293 源　義滿
294 藤原氏房
295 藤原清繁
296 高階經秀
297 藤原爲敦
298 藤原忠藤
299 藤原基行
300 高階經春
301 藤原資孝
302 藤原兼重
303 藤原實豊
304 源　通清
305 大江周光
306 藤原兼長
307 藤原永貞
308 高階經冬
309 三善行茂
310 藤原伊顯
311 藤原資綱
312 藤原隆敦
313 藤原公夏
314 藤原實博
315 藤原資俊
316 菅原冨長
317 藤原資教
318 丹波良雨
319 丹波嗣長
320 和氣爲成
321 丹波有幸
322 安倍家清
323 安倍俊忠
324 賀茂保歳
325 小槻頼音
326 中原師秀
327 清原良賢
328 小槻兼治
329 中原師有
330 小槻光夏
331 卜部兼雄
332 源　光澄
333 源　俊澄
334 多　久俊
335 紀　宗顯
336 安部資爲
337 安部親量
338 大神景茂
339 鴨　光冬

従五位上

340 藤原公之
341 藤原資雅
342 藤原兼氏
343 藤原資熙
344 藤原家治
345 源　仲氏
346 橘　以清
347 藤原光邦
348 平　基綱
349 平　親俊
350 藤原宗世
351 藤原定基
352 源　具雄
353 藤原清治
354 藤原兼氏
355 藤原徳景
356 源　具顯
357 藤原俊量
358 源　定教
359 高階泰名
360 藤原雅輔
361 藤原能清
362 三善輔衡
363 藤原忠明
364 藤原隆盛
365 源　則氏
366 藤原家房
367 平　忠國
368 藤原基資
369 藤原朝房
370 藤原朝憲
371 藤原重治
372 藤原隆直
373 藤原頼房
374 藤原通秀
375 藤原房顯
376 藤原教音
377 平　知輔
378 高階成量
379 藤原忠輔
380 藤原教親
381 源　清治
382 源　雅宗
383 源　仲行
384 藤原信藤
385 平　棟信
386 藤原冬輔
387 藤原懐直
388 藤原通持
389 三善直衡
390 三善勝衡
391 橘　知秀
392 源　房通
393 藤原隆信
394 源　光仲
395 藤原經景
396 源　經兼
397 源　定滿
398 源　兼世
399 藤原顯高
400 藤原忠頼
401 平　惟有
402 源　義行
403 源　行泰
404 藤原季尹
405 藤原季匡
406 藤原家輔
407 藤原重方
408 源　通明
409 源　顯英
410 源　兼邦
411 藤原基夏
412 橘　知廣
413 藤原基時
414 藤原遠範
415 菅原長規
416 菅原在宣
417 菅原在幹
418 藤原元範
419 菅原淳嗣
420 藤原行長
421 藤原資衡
422 丹波博忠
423 和氣峯成
424 和氣通尚

（紙面の都合）

491 源　通明
492 藤原教長
493 橘　知定
494 源　惟教
495 藤原公敦
496 源　和治
497 平　基綱
498 平　親俊
499 藤原宗世
500 藤原嗣頼
501 藤原宗基
502 源　具雄
503 平　繁春
504 藤原業範
505 藤原清春
506 藤原永説
507 藤原兼氏
508 源　嗣長
509 藤原雅輔
510 源　具顯
511 藤原俊量
512 藤原季兼
513 源　朝仲
514 平　時盛
515 藤原氏房
516 源　定教
517 高階泰名
518 藤原兼重
519 源　仲雅
520 源　仲持
521 藤原清繁
522 藤原徳景
523 大江周光
524 藤原伊能
525 藤原實廉
526 源　雅家
527 藤原親雅
528 藤原懐宗
529 源　信俊
530 源　長兼
531 藤原行元
532 藤原範定
533 三善基統
534 藤原兼時
535 藤原經重
536 藤原忠藤
537 藤原忠明
538 藤原藤忠
539 藤原隆盛
540 源　則氏
541 藤原兼長
542 源　有孝
543 平　忠國
544 藤原資教
545 丹波博忠
546 和氣峯成
547 和氣邦成
548 和氣仲尚
549 和氣通尚
550 和氣房成
551 安倍氏長
552 安倍泰吉
553 安倍宗俊
554 賀茂定夏
555 賀茂在音
556 賀茂在弘
557 小槻光夏
558 大中臣忠緒
559 大中臣康忠
560 大中臣永雄
561 大中臣輔世
562 清科重藤
563 秦　爲憲（秦か）
564 中原長秀
565 狛　朝榮
566 賀茂敏久
567 大神景茂
568 安倍資爲
569 藤原廣忠
570 安倍親量

両『暦名』に掲げられた人名は、貞治三年『暦名』では五七〇名、応安四年『歴名』では四四五名である。[10] つまり、貞治三年（一三六四）から応安四年（一三七一）までの七年間に、従五位上以上、正二位以下の位階を持っていた有位者の人数が、一二五名も減少したことになる。この有位者激減については、後文であらためて検討する。

次に、両『暦名』における人名の排列順を確認する。『歴名土代』や『補略』では、位階ごと、原則として叙位順に従って排列されているが、[11] 両『暦名』では、一見して明らかなように、特定の諸氏が、ある程度まとまった状態になっており、単なる叙位順ではないことが知られる。そこで、各人の出自等に基づいて、貞治三年と応安四年の両『暦名』における各人を分類すると「表1」・「表2」のとおりとなり、それぞれの位階の中において、次の順序で排列されていることが判明する。

(1) 諸王
(2) 諸道以外の諸臣（堂上と地下が混在）
(3) 紀伝道（菅原氏、大江氏、藤原氏南家、藤原氏式家、日野流藤原氏）
(4) 医道（丹波氏、和気氏）
(5) 陰陽道（安倍氏、賀茂氏）
(6) 明経道（清原氏、中原氏）、算道（小槻氏）
(7) 神祇道（大中臣氏、卜部氏）
(8) 明法道（坂上氏、中原氏ほか諸氏）

貞治三年『暦名』の025資英王は、諸王でなく諸臣に属している。これは、『古暦裏書歴名』と『親王公卿諸王諸臣歴名』において、公卿であった神祇伯 忠富王、および、上階して公卿となった後の雅業王が、「諸王」でなく「公卿」に分類されているのと同じく、三位に叙された王は「諸王」ではなく、公卿の諸臣と同じ範疇に入れられたためであろう。[12]

ここで興味深く思われるのは、「名家」の家格に位置づけられる日野流藤原氏の各人が、紀伝道に列していることである。同じ「名家」でも、勧修寺流藤原氏の各人は、諸道以外の諸臣に列している。並び称されることが多い両流であるが、元来、日野流は、菅

425 和氣房成
426 和氣全継
427 丹波康行
428 和氣良雨
429 和氣幸持
430 和氣保成
431 和氣常成
432 安倍光憲
433 賀茂定継
434 賀茂定世
435 賀茂在能
436 賀茂定豊
437 安部有茂
438 賀茂定香
439 安部良賢
440 大中臣清直
441 大中臣輔世
442 狛　葛榮
443 藤原廣忠
444 藤原通種
445 安倍親真

原氏・大江氏と同じく諸道の輩に位置づけられていたことが確認される。

また、神祇官人となった大中臣氏・卜部氏の各人を除く、諸社の神職は、ここに記載されていない。これは、『補略』にも神職が記載されていないことと共通している。

さて、上記のとおり分類された範疇の中での各人の排列順については、『公卿補任』から容易に確認できる三位以上の各人を見ると、叙位年月日順であることが知られる。四位・五位についても、同様に、叙位年月日順であると見て問題ないと思われる。例えば、貞治三年『暦名』における従五位上465～475の各人が従五位上に叙された年月日を『園太暦』から確認してみると、次のとおりとなる。

465　三善嗣衡　貞和六年（一三五〇）正月五日叙（六日条）
466　藤原懐衡　同前

表１　貞治三年の『暦名』における排列（算用数字は各人の整理番号）

	(1) 諸王	(2) 諸臣	(3) 紀伝道	(4) 医道	(5) 陰陽道	(6) 明経道・算道	(7) 神祇道	(8) 明法道・検非違使
正二位		001～020						
従二位		021～035	036					
正三位		037～053	054～057					
従三位		058～082	083～088				089	
正四位上					090～091		092	
正四位下		093～131	132	133～138		139～140	141～147	
従四位上	148	149～186	187～191		192～194		195～198	
従四位下		199～248	249～254	255～256	257～261		262～263	264～265
正五位上		266～267				268～274		275
正五位下		276～372	373～379	380～387	388～395	396～402	403～409	410～418
従五位上		419～543	544	545～550	551～556	557	558～561	562～570

表２　応安四年の『暦名』における排列（算用数字は各人の整理番号）

	(1) 諸王	(2) 諸臣	(3) 紀伝道	(4) 医道	(5) 陰陽道	(6) 明経道・算道	(7) 神祇道	(8) 明法道・検非違使
正二位		001～022						
従二位		023～035	036～037					
正三位		038～055	056～060					
従三位		061～081					082	
正四位上		083～085			086～087	088		
正四位下	089	090～121	122～126	127～130	131～132		133～135	
従四位上		136～153	154～158	159～161	162～166		167～169	
従四位下		170～208	209～210	211～214	215～221		222	223～225
正五位上		226～228	229～230			231～233		234～236
正五位下	237	238～314	315～317	318～321	322～324	325～330	331	332～339
従五位上		340～413	414～421	422～431	432～439		440～441	442～445

467 橘　知孝　同前
468 藤原実広　同前
469 藤原資雅　観応元年（一三五〇）三月二十九日叙
470 藤原高頼　観応元年十月十二日叙
471 藤原隆昌　（記載なし）
472 藤原秀成　観応二年四月十六日叙（十七日条）
473 源　頼房　観応二年五月二十九日叙（六月一日条）
474 源　直常　同前
475 藤原信定　観応二年六月二十六日叙

記載がない471藤原隆昌以外は、叙位年月日順に排列されていることが判明する（但し、472藤原秀成は『園太暦』では「藤原成秀」とある）。ここから、471藤原隆昌が従五位上に叙されたのは、観応元年十月十二日から観応二年四月十六日までの間である、と推定することができる。同様に、現時点において記録が知られていない叙位についても、『暦名』に記載された人名と、その排列順から、ある程度までは内容を推測することが可能となる。これは、『補略』においても同様である。以て、両『暦名』の史料的価値を知ることができよう。

三　貞治三年『暦名』における南朝方の公家と武家

既述のように、貞治三年『暦名』には、南朝方の公家・武家の名前（氏と諱）が挙げられている。貞治三年の時点においても、なお、南朝方の人々の位階が北朝宮廷において保たれていたとは、実に驚くべき事実である。そこで、本章では、それらの各人について、ごく簡単にではあるが、個別に確認を行う。

南朝方の公家

060**藤原家賢**と098**藤原信賢**　両人とも花山院師賢の子。『柳原家記録』百四十二「園太暦目録」乙 延文二年（一三五七）二月二日に「家賢卿、信賢朝臣、参南方事」とある。『新葉和歌集』に、家賢は「妙光院内大臣家賢」、信賢は「前大納言信賢」とある。

061**藤原経家**と154**藤原経家**　同名異人。即ち、近衛経忠の子の経家は、建武四年四月五日に吉野へ出奔した。[13] また、二条兼基の子にも経家がおり（『師守記』暦応四年正月□【六】日条）、知行していた肥前国高木正法寺を正平八年に同寺家に「去り渡し」た藤原経家[14]は、この二条経家である可能性が高い。

101**源家房**　北畠親房の再従兄弟で、元弘の乱の後、幕府によって処刑された具行の甥にあたる家房に比定される。『建武記（建武年間記）』に奥州式評定衆として見える「冷泉源少将（家房）」[15]であり、北畠親房の甥 持定、および、春日顕国（顕時）と共に、南朝方として八幡に立て籠って戦った。[16]

105**藤原宗房**と302**藤原守房**　両人とも吉田定房の子。『新葉和歌集』には両人とも「前大納言」とある。陽明文庫所蔵文書「経歴羽林并衛府官例」には「吉田入道右大臣（宗房公）」とあり、[17] 宗房は南朝で右大臣にまで昇った。

156**藤原実種**　西園寺公経の子 一条（清水谷）実有の玄孫。『園太暦』正平六年（一三五一）十二月二日条に、「自南方有御使。一条中将実種朝臣也」とある。

200**藤原実清**　洞院公賢の弟で南朝に仕えた公敏の子。『敦有卿記』正平六年十二月廿八日条に「権中納言実清　按察使入道公敏卿子。於南山任中納言」とある。『新葉集』には「前大納言実清」

と見える。

201**藤原師兼**　南朝の歌人として有名な花山院師兼。『新葉集』に「春宮大夫師兼」と見え、宮内庁書陵部所蔵 伏見宮本『師兼卿千首和歌』（詠千首和歌）（伏158）に「正二位行権大納言兼春宮大夫大学頭藤原朝臣師兼」とあり、佐々木信綱旧蔵『耕雲千首』奥書に「左大将師兼卿（于時春宮大夫）」とある。

208**藤原忠成**　『新葉集』に五首入集している「前中納言忠成」に比定されよう。

288**源守親**　北畠顕信の子。『新葉和歌集』に「前大納言守親」とある。

293**源顕尚**　春日侍従顕国（春日中将顕時）の子。『結城文書』に南朝方として「五辻源少納言」が見え、これに対応する『結城古文書写（有造館本）』乾に所収の書状二通に「顕尚（花押）」とある。[18]

294**平惟顕**　平信範の七世孫。『尊卑分脈』に「参南山」とある。

324**藤原輔氏**　善勝寺流藤原氏の六条家の人。歌人で有名な顕輔の八世孫。『園太暦』観応元年（一三五〇）十二月廿六日条に、「房仙僧正来、世上事談之。就中実相院新僧正静深被向兵衛督入道【足利直義】許。近衛前関白【基嗣】弟。増基僧正附慶【弟】也。而已及此企。不可説之由談之。就中六条少将輔氏、吉田侍従守房同向之」とあり、南朝に帰順した足利直義のもとに、前記の302吉田守房らと共に赴いている。

100**藤原公世**　正親町三条庶流。『園太暦』文和二年（一三五三）九月廿日条に「公世朝臣使留【来謁カ】之。播州高岡郷被召放之由仰【説ィ】也」とあり、北朝に所領（播磨国高岡郷）を没収されている。よって、公世は南朝方であった可能性が高い。

また、102**紀俊文**と435**紀親文**の親子は、日前・國懸両太神宮神主、**紀伊国造**を世襲した神職であった。[19]『諸家系図纂』所収『日前宮神主紀伊国造系図』に、俊文は「南朝従三位、刑部卿」、その子親文は「於南朝従三位、北京左京大夫」とあり、[20]『新葉和歌集』にも両人は「従三位」と見える。なお、『暦名』には、神祇官人ではない神職は記載されていないが、神職である紀伊国造の紀俊文・親文は記載されている。これは、親文の子 俊長が応永五年正月七日に侍従に任じられている（『迎陽記』）ことから推測されるように、紀伊国造家は朝廷から諸臣として待遇されており、本『暦名』においても、それが反映されているためと考えられよう。

また、**南朝方の地下官人**も、この貞治三年『暦名』に見える。

268**中原師治**　『園太暦』文和二年（一三五三）六月十七日条に、「今度南方時宜以外苛鵠【酷】沙汰也。‥‥‥於住宅者可被点者。吉田中納言宗房、前大蔵卿師治為彼奉行上洛」とある。

318**三善頼衡**　『新葉和歌集』に「三善頼衡朝臣」とある。彼の一門は西園寺家の諸大夫であったので、彼は、南朝に帰順した西園寺家一門（竹林院公重の一族か）の諸大夫であった可能性がある。

以上に挙げた、貞治三年『暦名』に記載されている南朝方の公家と地下官人の名は、従三位061藤原経家（近衛）を除き、すべて、七年後に作成された応安四年『歴名』には所見がない。死去または出家していたのでなければ、彼らの位階は応安四年正月までに剥奪された、ということとなろう。

なお、061藤原経家は、応安四年『暦名』に従三位062藤原経家と

して載せられている。近衛経家は南朝方であったが、南朝で関白になった兄弟の「平田関白」冬経[21]に超越され、不遇であった等の理由により、応安四年の時点では北朝に帰参していたと推測することができるのではなかろうか。

直義党の武家[22]

295**源直冬**　足利直義の子となった直冬は、貞和七年（一三五一）六月一日に長門国豊浦宮に奉納した願文に「正五位下行左兵衛佐源朝臣直冬」と署名しており[23]、また、『東寺古文書零聚』正平十年（一三五五）正月廿九日付 直冬願文（『村田正志著作集 第七巻 風塵録』三四七頁）にも、「正五位下左兵衛佐源朝臣直冬」とあり、本『暦名』の位階と合致している。直冬は、正平八年（一三五三）五月に南朝への帰順が認められたと推定されている[24]。

本『暦名』において従五位上に列載されている433**源直顕**（畠山）、473**源頼房**（石塔）、474**源直常**（桃井）、476**源満貞**（吉良）、478**源宣義**（「石橋左衛門佐和義」の子息「治部大輔宣義」）は、直義派に属していた足利一門の有力武将である。彼らの名前は、いずれも応安四年『歴名』には記載されていない。彼らのうち、応安四年正月の時点で存命である者は、出家しているか、または、南朝に属していたため北朝の位階を剥奪されたか、のいずれかであると考えられる。

四　両『暦名』の比較により南朝方の人々を抽出する試み

以上のように、北朝で作成された貞治三年『暦名』には、南朝方の人々の名が少なからず記載されていることが確認された。既に述べたように、彼らの名は応安四年『暦名』には記載されていない。ここから類推すると、同様に、貞治三年『暦名』に記載があるものの、応安四年『暦名』には所見がない人物の中には、我々には未だに知られていない、南朝方の人々が含まれている、と考えることができよう。

そこで、貞治三年『暦名』には記載されているが応安四年『歴名』には見えない人々を抽出してみると、貞治三年『暦名』において、四位・五位の諸臣の冒頭部分に挙げられている一群の人々が、応安四年『暦名』に存在していない、という事実に気づく。具体的には、正四位下093～102、従四位上149～158、従四位下199～208、正五位下276～324、従五位上419～480である。『園太暦』等における叙位に関する記録から、彼らが当該の位階に叙された日時は、排列順から、正平の一統以前であったと考えられる[25]。前章で列挙した南朝方の人々のうち四位・五位の有位者は、105藤原宗房を除き、悉く、この一群に含まれている。

そもそも、貞治三年『暦名』において、四位・五位の位階ごとに諸臣の冒頭箇所にまとめて挙げられている人々は、長年にわたり昇叙されることなく、同輩のみならず後輩にも位階を超越され続け、取り残された人々である。地下の諸大夫であれば、家格のため、極位より以上には位階が上昇せず、同一位階のまま据え置かれる、ということは十分に有り得る。しかし、既に家格が確立していた当時においては、堂上公家は、何らかの理由がない限り、一定の年限を経ると昇叙されるのが常である。そして、彼らのうち、応安四年『歴名』に見えない一群の人々は、応安四年正月までに卒去または出家したか、または、位階を剥奪されたか、のいずれかである。当然、後者の中には、南朝に祇候して、北朝の宮

廷に出仕しなかったために、北朝においては昇叙されず、最後には北朝から位階を剥奪された、という人々が多く含まれていよう。

そのような昇叙停滞者たちのうち、例えば、158**藤原邦長**は、『尊卑分脈』に「候南朝」とある法性寺康長の弟である邦長に比定されるので、彼が兄と共に南朝に伺候していた可能性は十分に高い。同様の事例は、他にも挙げることができるであろう。

尤も、中には、南朝とは無関係であるが、他の事情により北朝宮廷に出仕できなかった等の理由により、昇叙にあずかることができなかっただけの公家も含まれている可能性があるので、注意する必要があろう。

いずれにせよ、貞治三年『暦名』に南朝方の人々が記載されているという事実は、既に確認したとおりである。では、北朝宮廷は、如何なる理由によって、彼ら南朝方の位階を、貞治三年の時点では残しており、応安四年までに剥奪したのであろうか。

両『暦名』が作成された当時の天皇は、後光厳院（在位　観応三年八月十七日～応安四年三月二十三日）であった。そもそも、後醍醐天皇が吉野へ逃れて成立した当初の南朝朝廷は、後醍醐天皇の側近のみによって構成されており、所謂「大覚寺統」に近い立場にあった公家衆も、大半は京都に留まり、北朝の光厳院の院政のもとで光明院、ついで崇光院の朝廷に出仕していた。しかし、観応の擾乱のもとで、崇光院が廃位されて北朝朝廷が消滅し、南朝の後村上天皇による正平の一統が成就すると、京都の公家・地下官人の多くは、南朝に仕えざるを得なくなった。足利尊氏は、後光厳院を天皇に擁立して京都を恢復したが、後光厳院は、光厳院、光明院、崇光院の北朝三上皇が吉野に移されて不在であったため、院宣なしで、三種の神器がないにもかかわらず、踐祚して天皇となったのであった。このように、正当な手続きを踏まないまま成立した後光厳院の朝廷が、正統性の点で疑問を持たれ、求心力に欠けていたことは、周知のとおりであろう。事実、南朝に帰参する公家衆が急増するのは、正平の一統の後である。

人材が不足していた発足当時の後光厳院朝廷のもとでは、当初、朝廷儀礼においては、崇光院期のものを踏襲した儀礼文書が、そのまま使用されたのであろう。貞治三年の時点において、かつて崇光院の朝廷に出仕していたが当時は南朝に祗候していた有位者の名も記載された『暦名』が用いられたことには、そのような背景があったと考えられる。しかし、その後、後光厳院の朝廷が安定し、自分たちだけで十分に朝廷を運営できるという目途が立つと、応安四年『暦名』に見られるように、もはや南朝方の人々の位階を残したままにしておく必然性はなくなったのであろう。

ここから、或いは、南朝のもとから解放されて帰京した光厳院・崇光院との対立を深める後光厳院が、光厳院院政下における崇光院朝廷の「遺産」を排除することによって、崇光院期と「訣別」しようとする意思を認めることさえ可能であるかも知れない。

その可否はともかくとして、貞治三年と応安四年の両『暦名』における記載から、後光厳院朝廷の変化を読み取ること自体は、十分に可能であると思われる。

おわりに

以上、本稿では、南北朝期の貞治三年と応安四年の両『暦名』を比較・検討することによって、前者から、南朝方の公家・武家

に関する情報を抽出することが可能であることを明らかにした。同様の手法で、諸道の有位者についても、南朝に帰順した人々の候補者を挙げることが可能であろう。これは、南朝方の成員を検討する上で、今後、大きな手掛かりとなるものと思われる。

なお、両『暦名』からは、南朝関連以外にも、さまざまな事実を知ることができる。例えば、貞治三年『暦名』の315高階重成は、室町幕府の引付頭人の大高重成に比定される。通説的には、大高重成は貞治元年（一三六二）に卒去したとされるが、貞治三年の時点において存命していたと朝廷で認識されていたことが判明する。また、444高階成重から、『大日本史料』では「氏闕ク」、「姓欠ク」[26]とされた「成重」が高階氏であったことが判明する。

今後、両『暦名』を綿密に分析することによって、記載されている各人について、更に多くの事実が明らかになることであろう。そして、その過程において、南朝の構成人員のみならず、後光厳院朝廷における位階秩序の実態についても、新しい研究の展望が開けるようになるものと思われる。

注

*1　赤坂恒明「土州中御門小考」（日本史史料研究会研究会報『ぶい&ぶい』（無為 無為）第二十二号、日本史史料研究会、二〇一一年十二月、12～21頁）、同「永禄六年の『補略』について ―― 特に戦国公家大名（在国公家領主）に関する記載を中心に ――」（『埼玉学園大学紀要』人間学部篇第十一号、二〇一一年十二月、43～58頁）、同「元亀二年の『堂上次第』について ―― 特に左京大夫家康（三川 徳川）に関する記載を中心に ――」（『十六世紀史論叢』創刊号、十六世紀史論叢刊行会、二〇一三年三月、58～78頁）、同「天正四年の『堂上次第』について ―― 特に滅亡前夜の北畠一門に関する記載を中心に ――」（『十六世紀史論叢』第二号、十六世紀史論叢刊行会、二〇一三年十月、1～36頁）。なお、家康の「公家成」（堂上の家格を得ること）は、彼が従五位下に叙され、三河守に任じられた永禄九年（一五六六）十二月二十九日のことであり、家康が源氏から藤原氏へ改氏した本質的な理由は、従来 先学によって考えられてきた叙位・任官のためではなく、「公家成」のためであった、と推定される。ちなみに、徳川家は、卜部氏の吉田家よりも先に堂上に列している。

*2　湯川敏治「『歴名土代』について――もう一つの公家の昇進記録――」（湯川敏治『戦国期公家社会と荘園経済』（続群書類従完成会、二〇〇五年八月）363～394頁。初出、湯川敏治編『歴名土代』（続群書類従完成会、一九九六年九月）「解題」に一部加筆）382頁。上嶋康裕「中世後期の「補任」「系図」――その書写者と注記に注目して」（『メタプティヒアカ *Μεταπτυχιακά*　名古屋大学大学院文学研究科 教育研究推進室年報』Vol.5、二〇一一年三月、113～119頁）115頁。

*3　湯川敏治編『歴名土代』、同「『歴名土代』について」。

*4　私は、室町中期から江戸初期における三点の『歴名』に記載された「諸王」の記載を検討し、それらの「諸王」の多くが「作名（つくりな）」の架空人物である可能性が高いことを明らかにした。赤坂恒明「中世における皇胤の末流「王氏」とその終焉」（『十六世紀史論叢』第三号、十六世紀史論叢刊行会、二〇一四年三月、76～95頁）

*5　小倉慈司「宮内庁書陵部所蔵九条家旧蔵本目録（稿）」（田島公編『禁裏・公家文庫研究』第四輯、思文閣出版、二〇一二年三月）

*6　『師守記』貞治三年三月一日・四日条。貞治三年の春除目に関しては、竹中拓実氏にいろいろと御教示いただいた。

*7　「七巻文書」については、玉井力「平安時代の除目について ――蔵人方の成立を中心として――」（玉井力『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、

二〇〇〇年十一月、267～296頁。初出、『史學雜誌』第九十三編第十一号、一九八四年十一月、1751～1768頁）に詳しい。

*8　玉井力「平安時代の除目について」268～269頁。

*9　この「武官」は「文武官」とあるべきもの。

*10　なお、貞治三年『暦名』には、藤原経家が従三位061と従四位上154に、大中臣親世が従三位089と従四位上197に、藤原公音が従四位上151と従五位上464に見え、応安四年『歴名』には、藤原通定が正四位下120と正五位下276に、源具顕が従四位下207と従五位上356に見える。これらのうち、藤原経家は同名異人である（第三章を参照せよ）。他についても、単なる重複ではなく、同名異人である可能性もあると思われる。

*11　なお、『歴名土代』では、位記を遡らせている場合も、実際の叙位順に排列されている事例が見られる。

*12　赤坂恒明「中世における皇胤の末流「王氏」とその終焉」84頁。

*13　宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵 九条本『藤氏略系図』（九1537・九1538）。南北朝時代の近衛家については、森茂暁「南北朝期の近衛家門について」（『陽明叢書記録文書篇月報』11、思文閣出版、一九八六年一月）を参照されたい。

*14　鍋島家所蔵「正法寺文書」正平八年十二月十三日付 藤原経家避渡状。『大日本史料』第六編之十八、四八九頁。

*15　『大日本史料』第六編之一、四一三頁。

*16　『中院一品記』建武五年七月五日条。

*17　『村田正志著作集 第七巻 風塵録』（思文閣出版、一九八六年八月）四七七～四七九頁。

*18　『大日本史料』第六編之七、三九～四〇頁、八三～八四頁。

*19　『譲補記』「暦応三年親文御元服御譲補等日記」暦応三年九月九日条（『大日本史料』第六編之六、二八五～二八六頁）に所引の暦応三年七月日付紀伊守従四位上紀朝臣俊文款状において、「息男従五位下親文」、「次男親文」と見える。

*20　『大日本史料』第六編之一、五七四頁。

*21　『園太暦』延文元年七月十三日条、『後深心院関白記』延文元年七月廿二日条。

*22　直義党・直冬党については、阪田雄一「足利直義と桃井直常」（『生浜：本校五年の歩み』（千葉県立生浜高等学校五周年記念誌・研究紀要）、一九八四年三月）、阪田雄一「足利直義・直冬偏諱考」（國學院大學地方史研究会『史翰』二十一号、一九九四年）等を参照せよ。

*23　瀬野精一郎『足利直冬』（吉川弘文館、二〇〇五年六月）51頁に写真がある。

*24　瀬野精一郎『足利直冬』125～126頁。

*25　正四位下103藤原信忠は貞和五年（一三四九）十二月二十一日叙。従四位下208藤原忠成は康永三年（一三四四）十二月二十九日叙。正五位下357藤原永季は観応二年四月十七日叙。従四位上については157藤原宗国が貞和六年正月八日叙であるので、158藤原邦長の叙位の日時も、それほどは離れていないであろう。従五位上については475藤原信定が観応二年六月二十六日叙であるが、476吉良満貞・477仁木義長・478石橋宣義・480今川範氏の各武家が観応の擾乱の時に叙されたことは疑いの余地がない。

*26　『大日本史料』第六編之二、二五二頁・五九四頁。第六編之四、四四二頁。第六編之十三、八〇頁。

〔付記〕　本稿は、二〇一五年三月二十九日の日本史史料研究会第23回例会報告「『暦名』から見た南朝方・直冬党の公家と武家」を論文化したものである。本報告では、三浦一族研究会会長の伊藤一美氏より貴重な意見を賜わった。また、本稿の作成にあたり竹中拓実氏より様々な御教示・御批正を賜わった。記して謝意を表したい。そして、所蔵史料の閲覧・翻刻の許可を与えて下さった宮内庁書陵部に、厚く御礼申し上げる。

On the *Ryakumyou*s of the years Jouji 3 (A.D.1364) and Ouan 4 (A.D.1371)

AKASAKA, Tsuneaki

キーワード：五位已上歴名帳、除目儀、南朝、足利直冬、後光厳天皇
Key words ：The *Goi-ijou-ryakumyou (rekimei) chou*, The ceremony of the Jimoku, The Nanchou, ASHIKAGA Tadafuyu, Gokougon-tennou (The Emperor Gokougon)